



第3章 基本目標と施策の推進

1 基本目標

安心できる未来を創る共生のまちづくりを推進するためには、本市や市社協の取組だけでなく、地域住民や地域内の各種関係団体、ボランティア（個人・グループ）や福祉サービス事業者、地元企業などが、それぞれ自分事として主体的に地域福祉活動へ参画し、一丸となって取り組んでいくことが不可欠です。

こうした「全ての人々」の参画を願い、第2章で明らかにした本市における3つの課題を踏まえた上で、本計画の目的の達成や基本理念の実現に向け、本計画における3つの基本目標を次のとおり定めます。

【基本理念】

わたしたち一人ひとりが輝きながら安心できる未来を創る共生のまち ひらつか

〈第2章で整理した課題〉

〈課題から導いた基本目標〉

課題1

地域福祉を支える担い手の確保や育成、意識醸成

基本目標 1

地域を支える人づくり

課題2

地域の絆づくりやネットワーク構築、環境整備

基本目標 2

支え合いのまちづくり

課題3

様々な支援ニーズの把握と対応強化、情報発信の充実

基本目標 3

包括的な支援の仕組みづくり

基本目標 1

地域を支える人づくり

誰もが安らげる福祉のまちづくりの基本は、地域の中で支え合い、助け合う意識づくりや支え合いの活動を担う人づくりです。

すべての市民がお互いを理解し、尊重し合うことができるよう、あらゆる場面で地域福祉の意識啓発を推進します。

また、現在、地域において、住民同士のつながりの変化や高齢化など、地域の機能低下が懸念されています。地域の人々がお互いに助け合い、支え合う社会をつくるためには、身近な地域での福祉活動の活性化や支え合いの輪を広げていくことが重要です。このため、支え合いの心を養う教育や福祉活動を担う人材の育成を充実し、身近な課題に気が付ける地域社会を目指すための地域福祉活動を推進します。

基本目標 2

支え合いのまちづくり

近年多発する自然災害に備えることも含め、人と人が支え合い・助け合うことができる地域となるよう、地域交流や様々な団体のネットワークづくりを促進し「地域共生力」の高いまちづくりを進めます。

また、だれもが安心・快適に外出できるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。

基本目標 3

包括的な支援の仕組みづくり

地域において福祉サービスや支援を必要とする人の相談体制の充実を図るとともに、多様なサービスを利用できるよう、利用者のニーズに応じた情報が得やすい環境づくりを推進します。

また、すべての人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる仕組みづくりを進めます。

2 施策の推進

課題から導いた3つの基本目標を達成するため、次のとおり9つの施策として類型化し、推進します。

基本目標1 地域を支える人づくり

施策1-(1) 支え合う人をつくる

地域の課題を『我が事・丸ごと』として捉えることで、市民一人ひとりが地域を支える担い手であるという意識をもち、日常生活をはじめ地域活動団体やボランティア団体等の活動においても、支え合いや助け合いができる人づくりを目指します。

施策1-(2) 支え合う輪を広げる

町内福祉村や民生委員児童委員の活動に対する認知度向上や機能の充実、[地区社協をはじめとする福祉活動団体や支援活動者も含めた](#)、地域における支え合いの輪の広がりを目指します。

施策1-(3) 地域福祉の意識づくり

地域共生社会を実現するためには、一人ひとりが地域への関心を持つことに加え、障がいや認知症への理解など、心のバリアフリーを推進するほか、多様性を認め合い、異文化への理解を深めることが重要です。

地域福祉への関心を持ち、福祉のこころが育まれるよう、世代や属性を問わず意識づくりを進めます。

基本目標2
支え合いのまちづくり

施策2－(1) 支え合いのまちをつくる

地域住民や活動団体による支え合い活動への支援と福祉活動団体や企業等も含めたネットワークの拡充を図ることで、地域の人々が互いに支え、支えられる地域づくりを目指します。

施策2－(2) 安心・安全のまちをつくる

避難行動要支援者の支援体制や福祉避難所の充実、災害ボランティアの確保など、日ごろから緊急時に備え、いざという時に助け合える安心・安全なまちづくりを進めます。

施策2－(3) 快適な生活環境をつくる

道路、公園や公共交通機関等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、快適な生活環境づくりを図ります。

基本目標3
包括的な支援の仕組みづくり

施策3－(1) 誰もが相談できる仕組みをつくる

地域住民の暮らしに関わるそれぞれの地域生活課題に対して、関係機関と連携しながら、制度利用者の目的に対応した専門的な相談支援体制と、身近なところで相談できる包括的な支援体制の整備を行い、より利用しやすく、より納得が得られる相談支援の提供を目指します。

施策3－(2) 安心して地域で暮らす仕組みをつくる

高齢者等への見守り体制の強化や、成年後見制度の利用促進、虐待防止による権利擁護を推進することにより、誰もが孤立することなく、地域で安心して暮らせる仕組みづくりを進めます。

施策3－(3) 情報発信の仕組みづくり

支援を必要とする人の地域生活課題が多様化する中で、必要な情報が届くよう、分かりやすい表現での情報提供を進めるとともに、情報の内容に適した発信方法に取り組みます。

3 各計画における施策の推進の考え方

(第5期地域福祉計画)

一人ひとりが生きがいを持ち、安心して力を発揮することができる、地域共生力の高い支えあいの地域づくりを目指し、地域福祉活動の活性化や、総合的・横断的に取り組むべき相談体制の構築などを推進します。

(第1期再犯防止推進計画)

犯罪や非行をした人が再び罪を犯すことなく、誰もが安心・安全に暮らせる地域社会の実現に向け、更生保護活動を担う団体等の活動支援や再犯の防止等に関する啓発を推進します。

(第4期地域福祉活動計画)

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあい活動の充実などを推進します。

(第2期自殺対策計画)

地域住民や職場同僚などが、深刻な悩みやSOSを抱える身近な人からのサインに気づき、適切な支援へつなげることができる地域づくりを目指します。

地域自殺実態プロファイルに基づき、「勤務・経営」、「高齢者」、「生活困窮者」区分の自殺対策に重点的に取り組みます。

(第2期成年後見制度利用促進計画)

認知症や障がい等による判断能力の低下があっても、適切に成年後見制度等の権利擁護支援をすることにより、尊厳のある本人らしい生活を継続できる地域づくりを目指します。

(第2期生活困窮者自立支援計画)

経済的な困窮など生活上の困難が生じた場合でも適切な支援へつながり、暮らしを守られる地域づくりを目指します。

